

【書籍付きセミナー】借地権とは何か、なぜ課税されるのか、本質の理解を目指す！

# 借地権 相続・贈与と譲渡の税務

借地権とは何か、なぜ課税されるのか、本質の理解を目指す3時間セミナー

『経営者個人所有の土地の上に本社建物があったところ、経営者に相続発生。』さて、借地権は存在するとして申告すべきか、存在しないとして申告しないべきか？近年、そんな悩みを抱える方が全国で（借地権の概念がない地域も含めて）多くなってきています。しかしこれは地主が個人、借地人が法人であるという複雑なケース。この場合の課税関係をいきなり理解しようとするのはなかなか難しいようです。

状況をさらに厄介にしているのが、借地権に関する課税は、歴史とともにその方針が頻繁に変更されてきているということです。過去の制度だから関係ない・・・というわけにはいきません。当時の課税関係が現在の税額に影響する土地建物は、今でも多く存在します。

そこで本セミナーでは書籍『借地権 相続・贈与と譲渡の税務』の著者である武田 秀和 氏を講師にお迎えし借地権の税務について書籍を用いながらご解説いただきます。

## 主な講義内容

- 借地権の定義
- 個人間における借地権  
土地の無償使用による贈与税の課税  
財産評価と借地権  
譲渡所得と借地権
- 法人が関係する場合の借地権  
法人が関係する場合の借地権の概要  
借地人が法人、地主が個人の場合  
借地人が個人、地主が法人の場合  
借地人が法人、地主が個人で、土地を一括譲渡する場合
- 重要通達

本セミナー書籍『借地権 相続・贈与と譲渡の税務 [第3版] (税務経理協会)』(¥2,600+税) 付のセミナーとなります。書籍代はセミナー価格に含まれております。

## 講師

武田 秀和 (たけだ ひでかず) 氏

武田秀和税理士事務所  
税理士



東京国税局資料調査課、東京派遣監察官室、浅草、四谷税務署他東京国税局管内各税務署資産課税部門等に勤務

相続税・贈与税・譲渡所得を中心とした申告・相談・財産整理等資産税関係業務を中心に事業を展開されている。また北海道から沖縄まで全国で資産税関係の講演を数多くされている。主な著書『譲渡所得の基礎徹底解説』『相続税調査はどう行われるか』等

## 受講形式

※動画は全ての参加形式でご視聴いただけます。

- 【来場形式】 エッサム神田ホール1号館 4階401号室
- 【ZOOM形式】 リアルタイムでご受講いただけます。
- 【後日動画視聴形式】 ストリーミングでご視聴いただけます。

お申込者全員に、講演内容をストリーミング形式で視聴できる動画URLを後日（開催後2週間前後）メールにてご提供いたします。レジュメは準備ができ次第ご連絡させていただきます。

受講料 エッサムファミリー会会員： **12,000** 円 (税込) / 通常価格： **15,000** 円 (税込)  
※動画配信のみでも受講料は同額となります。

日程 2024年 **10月23日** (水) **14:00 ~ 17:00**

申込書 FAX: 03-5256-7804 エッサム Web・EF 事業推進部 行

■ご事務所名		■お名前	
■電話番号	( ) —	■FAX番号	( ) —
■エッサムファミリー会	ご入会済 / 未入会	<input type="checkbox"/> エッサムファミリー会(有料)への入会を希望します。(希望される方は○をご記入ください。) 本セミナー分からファミリー会価格を適用いたします。詳細は「会計事務所の広場」で検索！	
■受講形式	来場 / ZOOM / 動画	■メールアドレス	受講票はメールにてご連絡いたします。ご記入をお願いします。

◎エッサムファミリー会費は年額12,000円(4月~3月)の会費制となっております。 <https://kaikei-hiroba.com/>  
※税理士会認定研修ではございませんが、自己申請研修になる可能性がございます。詳細は所属の税理士会へお問合せ下さい。※お申し込み後、メールにて受講票・お振込み講座番号等をご通知いたします。受講料金は事前にお振込み願います。※お申込み後2営業日以上経過しても受講票が届かない場合は、Web・EF事業推進部(03-3254-8762)までお問い合わせ下さい。※いかなる場合も、入金後のご返金には応じかねます。予めご了承ください。※本セミナーは先生方の顧問先指導にお役立ていただくことを目的としております。セミナーの内容を同業士業向けセミナーや書面等で許可なく情報提供を行うのはご遠慮ください。※ご記入いただいた個人情報は、本お申込み者様の確認および当社からのご案内に利用させていただきます。※個人情報に関する当社の方針は、Webサイト(<https://www.essam.co.jp/>)をご覧ください。